

こんなときどうする？ ～よくあるお問合せから～



練馬区福祉部指導検査担当課
社会福祉法人係

※ご説明する内容は練馬区の例となります。

詳細については、所轄庁へお問い合わせいただくよう、お願いいたします。

お問合せ①



「〇〇について、理事会（評議員会）に
かける必要はありますか。」



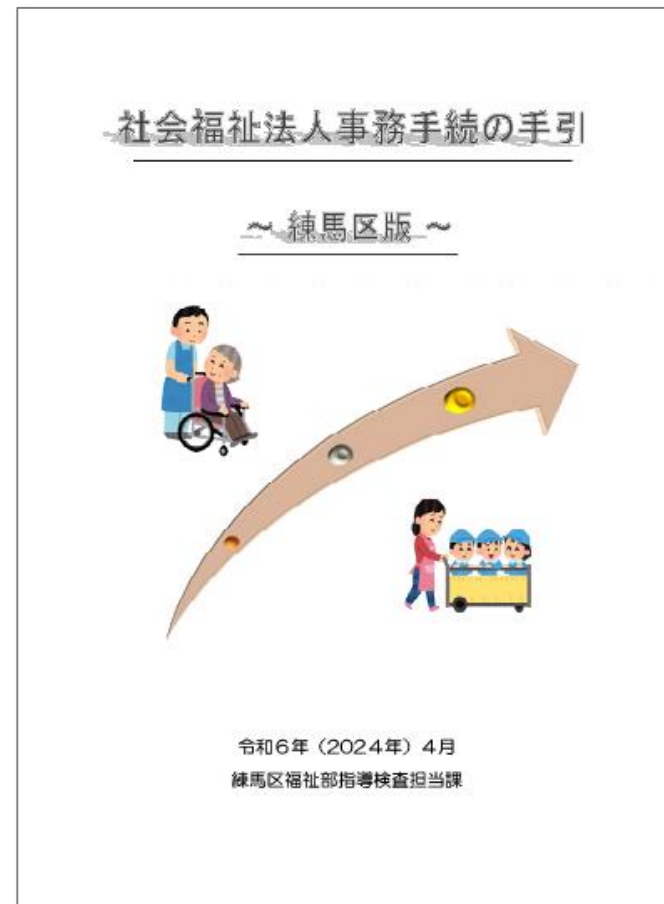
定款と定款細則（事案決定規程）を確認してください。

お問合せ②

「定款を変更したいのですが・・・」



区ホームページに掲載の「社会福祉法
人事務手続の手引～練馬区版～」をご
覧ください。



お問合せ③

「勘定科目は何にすればよいですか。」



「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(課長通知)の別添3をご覧ください。

この部分の説明を見ます。

勘定科目説明			
別添3			
会計基準省令第1号第1～第3様式、第2号第1～第3様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正できないものとする。会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。また、会計基準省令第3号第1～第4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。 運用上の取り扱いの別添3(※)、別添3(ロ)については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。 「水道光熱費(支出)」、「燃料費(支出)」、「賃借料(支出)」、「保険料(支出)」については原則、事業費(支出)のみに計上できる。ただし、措置費(支出)のみに計上できるものとする。事業費(支出)のみに計上するものとする。 計算書類の様式又は別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が明確に認められていない事業費(支出)については当該勘定科目を使用することができないものとする。			
1. 資金収支計算書勘定科目の説明			
収入の部			
事業活動による収入			
大区分	中区分	小区分	説明
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入	介護保険の施設介護料で介護報酬を受ける。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等)
		利用者負担金収入(公費)	介護保険の施設介護料で利用者負担金(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療

お問合せ④



「随意契約できますか。」



経理規程の「契約」の章をご覧ください。さらに詳しく見るなら「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(入札通知)をご覧ください。

お問合せ⑤



「〇〇は、違反になる？ ならない？」



まずは「指導監査ガイドライン」を
確認してみます。

【参考】

- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知)
- 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知)
- 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別紙 指導監査ガイドライン

ご視聴いただき、ありがとうございました。

【住 所】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区福祉部指導検査担当課社会福祉法人係

【電 話】5984－1318（直通）

【メール】TIKIFUKUSHI11@city.nerima.tokyo.jp